

長野県教育委員会より

交通機関の定期券払い戻し対応について（お知らせ）

○ JR 東日本

通常の払い戻しは月割りで、7日間を越えて使用した場合は、1か月使用したものとみなし払い戻しはない。また、払戻日は申し出た日とされる。今回は特例により、4月8日以降当該定期券を利用していない場合は、4月7日に払い戻しを申し出たものとみなし、1か月単位で計算した額（当該定期券の使用開始後7日以内の場合は利用日数分の往復運賃を差し引いた額）を手数料(220円)がかかるが払い戻す（1か月定期は7日使用すると、1か月使用したとみなされる）。

なお、4月8日以降に当該定期券を使用した場合は、その最終使用日に払い戻しの申し出をしたものとして取り扱う。

■ JR信濃大町駅に問い合わせたところ、身分証明書または保険証で払い戻しができるそうです。払い戻しを考えている場合は、12日まで(期間が4月6日開始の場合)に駅までお願いします。詳細につきましては直接各駅にお問い合わせください。